ふじみ野市の令和3年度から令和5年度における基準額は、年額63,000円(第5段階)です。 保険料段階は、次の表のとおりです。

## 【令和3年度から令和5年度の保険料段階表】

所得段階	対象者			保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	<ul><li>・生活保護受給者の方</li><li>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税県民税非課税の方</li></ul>		0.30	18,900円	
			80 万円以下の方		·
第2段階	世帯全員が市民税県民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が		80 万円超 120 万円以下の方	0.50	31,500円
第3段階			120 万円超の方	0.70	44,100円
第4段階	世帯員のいずれかが市民税県民税課税かつ本人が市民税県民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が		80 万円以下の方	0.83	52,200円
第 5 段階			80 万円超の方	1.00	63,000 円 (基準額)
第6段階	本人が市民税県民税 課税で前年の合計 所得金額が	120万円未満の方		1.15	72,400 円
第7段階		120 万円以上 210 万円未満の方		1.30	81,900円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方		1.50	94,500円
第9段階		320万円以上 400万円未満の方		1.70	107,100円
第10段階		400万円以上 600万円未満の方		1.80	113,400円
第11段階		600万円以上800万円未満の方		1.90	119,700円
第12段階		800 万円以上 1,000 万円未満の方		2.00	126,000円
第13段階		1,000 万円以上 1,500 万円未満の方		2.10	132,300円
第14段階		1,500 万円以上 2,000 万円未満の方		2.20	138,600円
第15段階		2,000 万円	以上の方	2.30	144,900 円

- ○老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- 〇第1段階から第3段階の保険料は、「低所得者の第1号保険料軽減強化」による公費軽減後の額です。
- ○合計所得金額は、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。
- ○分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- 〇所得段階が第1段階から第5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の 金額です。
- 〇所得段階が第1段階から第5段階の方で給与所得がある場合は、給与所得(所得金額調整控除 の適用を受けている場合は適用前の金額)から10万円を控除します。
- 〇所得段階が第6段階以上の方で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合は、それら 所得の合計額から10万円を控除します。控除の額が0円を下回る場合は、0円とします。